○国土交通省告示第七百十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際船舶・港湾保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　長崎事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	長崎県長崎市興善町6番5号
変更後	長崎県長崎市万才町3番35号

㈡　変更年月日　平成二十六年六月二日

○防衛省告示第百二十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定に基づき、昭和三十六年総理府告示第九号（漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた件）の一部を次のように改正したので、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和二十七年総理府令第四十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月二日

防衛大臣　小野寺五典

別表キャンプ・シュワブ水域（沖縄県名護市東海岸）の項を次のように改める。

キャンプ・シュワブ水域（沖縄県名護市東海岸）	
1　第一種区域	1　第一種区域
㈠　次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面。ただし、㈠の点と㈭の点を結ぶ線は、陸岸とする。 ㈠　北緯二六度三二分〇三・六二秒　東経一二八度〇二分四二・四七秒 ㈡　北緯二六度三二分四六・四七秒　東経一二八度〇三分〇三・六四秒 ㈢　北緯二六度三二分二二・二八秒　東経一二八度〇三分五六・八三秒 ㈣　北緯二六度三一分二〇・七四秒　東経一二八度〇四分〇九・〇七秒 ㈤　北緯二六度三一分一〇・四〇秒　東経一二八度〇三分四四・一四秒 ㈥　北緯二六度三一分一五・四三秒　東経一二八度〇三分三六・二二秒 ㈦　北緯二六度三〇分四九・八五秒　東経一二八度〇二分三四・五五秒	㈠　常時漁船の操業を禁止する。

○国土交通省告示第七百十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際船舶・港湾保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　長崎事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	長崎県長崎市興善町6番5号
変更後	長崎県長崎市万才町3番35号

㈡　変更年月日　平成二十六年六月二日

○防衛省告示第百二十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定に基づき、昭和三十六年総理府告示第九号（漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた件）の一部を次のように改正したので、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和二十七年総理府令第四十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月二日

防衛大臣　小野寺五典

別表キャンプ・シュワブ水域（沖縄県名護市東海岸）の項を次のように改める。

キャンプ・シュワブ水域（沖縄県名護市東海岸）	
1　第一種区域	1　第一種区域
㈠　次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面。ただし、㈠の点と㈭の点を結ぶ線は、陸岸とする。 ㈠　北緯二六度三二分〇三・六二秒　東経一二八度〇二分四二・四七秒 ㈡　北緯二六度三二分四六・四七秒　東経一二八度〇三分〇三・六四秒 ㈢　北緯二六度三二分二二・二八秒　東経一二八度〇三分五六・八三秒 ㈣　北緯二六度三一分二〇・七四秒　東経一二八度〇四分〇九・〇七秒 ㈤　北緯二六度三一分一〇・四〇秒　東経一二八度〇三分四四・一四秒 ㈥　北緯二六度三一分一五・四三秒　東経一二八度〇三分三六・二二秒 ㈦　北緯二六度三〇分四九・八五秒　東経一二八度〇二分三四・五五秒	㈠　常時漁船の操業を禁止する。

	㈧　北緯二六度三〇分五九・八五秒　東経一二八度〇二分二九・四三秒 ㈨　北緯二六度三〇分五〇・九七秒　東経一二八度〇二分一九・三〇秒 ㈩　北緯二六度三〇分五三・三〇秒　東経一二八度〇二分一六・七八秒 ⑪　北緯二六度三一分〇二・五四秒　東経一二八度〇二分二七・三三秒 ⑫　北緯二六度三一分〇七・〇三秒　東経一二八度〇二分二二・四七秒 ⑬　北緯二六度三一分一四・五二秒　東経一二八度〇二分二二・五八秒 ⑭　北緯二六度三一分一四・八五秒　東経一二八度〇二分二二・五八秒 ㈡　次の各点を両端とする陸岸の前面五〇メートル以内の水面 ㈠　北緯二六度三一分一四・八五秒　東経一二八度〇二分二二・五八秒 ㈡　北緯二六度三一分一一・〇秒　東経一二八度〇二分〇九・一秒
2　第二種区域 甲区域 北緯二六度三一分五四・〇秒、東経一二八度〇二分四四・一秒の点から真方位九〇度に引いた線と北緯二六度三一分一一・〇秒、東経一二八度〇二分〇九・一秒の点から真方位一三二度に引いた線を両端とする陸岸の前面五〇〇メートル以内の水面（第一種区域に含まれる部分を除く。） 乙区域 次の各点を順次に結ぶ線の両側二〇〇メートル以内の水面（第一種区域に含まれる部分を除く。） ㈠　北緯二六度三一分三八・五秒　東経一二八度〇二分五五・一秒 ㈡　㈠の点から真方位八〇度の線上一、〇〇〇メートルの点 ㈢　㈡の点から真方位一四五度の線上二、一五〇メートルの点	2　第二種区域 網漁業その他アメリカ合衆国の軍隊の行動を妨げるおそれのある漁船の操業を常時禁止する。
3　第三種区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面（第一種区域及び第二種区域に含まれる部分を除く。）。ただし、㈠の点と㈧の点及び㈤の点と㈥の点を結ぶ線は、陸岸とする。 ㈠　北緯二六度三二分一四・〇秒　東経一二八度〇五分一七・一秒 ㈡　北緯二六度二九分四八・〇秒　東経一二八度〇八分〇六・一秒	3　第三種区域 演習が行われる期間中の演習時間は、アメリカ合衆国の軍隊の行動を妨げるおそれのある漁船の操業を禁止する。
1　第三種区域 演習が行われる期間及び時間は、沖縄防衛局長から関係者へ通知する。	